

香川県多面的機能支払交付金の解説

< II 共同活動編 >

【3）多面的機能の増進を図る活動】

目次

初めに

Ⅱ 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断(必須)

24. 農用地の機能診断

25. 水路の機能診断

26. 農道の機能診断

27. ため池の機能診断

イ 計画策定

28. 年度活動計画の策定(必須)

(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

29. 機能診断・補修技術等に関する研修(必須)

(3) 実践活動

30. 農用地の軽微な補修等(機能診断に応じて)

31. 水路の軽微な補修等(機能診断に応じて)

32. 農道の軽微な補修等(機能診断に応じて)

33. ため池の軽微な補修等(機能診断に応じて)



別冊 1) 施設の軽微な補修で説明

初めに

2) 農村環境保全活動

(1) 計画策定 (必須)

- 34. 生物多様性保全計画の策定
- 35. 水質保全計画、農地保全計画の策定
- 36. 景観形成計画、生活環境保全計画の策定
- 37. 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定
- 38. 資源循環計画の策定

(2) 実践活動 (必須)

ア 生態系保全

- 39. 生物の生息状況の把握
- 40. 外来種の駆除
- 41. その他 (生態系保全)

イ 水質保全

- 42. 水質モニタリングの実施・記録管理
- 43. 畑からの土砂流出対策
- 44. その他 (水質保全)

ウ 景観形成・生活環境保全

- 45. 植栽等の景観形成活動
- 46. 施設等の定期的な巡回点検・清掃
- 47. その他 (景観形成・生活環境保全)

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

- 48. 水田の貯留機能向上活動
- 49. 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全

オ 資源循環

- 50. 地域資源の活用・資源循環活動

(3) 啓発・普及 (必須)

- 51. 啓発・普及活動

終わりに



別冊 2) 農村環境保全活動で説明

初めに	1
3) 多面的機能の増進を図る活動(任意)	5
52. 遊休農地の有効活用	5
53. 農地周りの環境改善活動の強化	14
54. 地域住民による直営施工	17
55. 防災・減災力の強化	19
56. 農村環境保全活動の幅広い展開	27
57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	33
58. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	36
60. 広報活動	41
終わりに	43



この項目について説明

初めに

地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「共同活動」)は農業者だけでなく、**非農業者**を含めた地域住民と一緒に活動することにより、地域の質的向上を図る内容になっています。

共同活動は以下の3項目から構成されています。

- 1) 施設の軽微な補修
 - 2) 農村環境保全活動
 - 3) 多面的機能の増進を図る活動
- } 必須

このうち、**1) 施設の軽微な補修**と**2) 農村環境保全活動**は共同活動を実施する組織は**必須**となります。

3) 多面的機能の増進を図る活動は**任意**ですが、**取り組むと単価が上がります**。農地維持活動や長寿命化工事と比べ共同活動は考え方が複雑なところがあり書類を多く作成する必要がありますが、地域が抱える問題の解決手段の一つになりえるので、実施していない地区は地域と話し合ってお検討ください。

この項目では**3) 多面的機能の増進を図る活動**について説明します。

【 **1) 施設の軽微な補修**と**2) 農村環境保全活動**は別冊説明】

II 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断(必須)

24. ～27.

イ 計画策定(必須)

28.

(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）(必須)

29.

(3) 実践活動(機能診断に応じて)

30. ～33.

別冊で説明

2) 農村環境保全活動

(1) 計画策定(必須) 34. ～38.

ア 生態系保全

イ 水質保全

ウ 景観形成・生活環境保全

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

オ 資源循環

(2) 実践活動(必須) 39. ～50.

ア 生態系保全

イ 水質保全

ウ 景観形成・生活環境保全

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

オ 資源循環

(3) 啓発・普及(必須)

51.

別冊で説明

3) 多面的機能の増進を図る活動(任意)

増進活動 52. ～58.

60. 広報活動

本項目で説明

(1) 3) 多面的機能の増進を図る活動とは

多面的機能の増進を図る活動(以下「増進活動」)は地域資源の質的向上を図る共同活動として、地域の創意工夫に基づいた活動により地域ぐるみの取組の質を高め、活動を促進・発展させることにより、農業・農村が持つ多面的機能の増進を図ることを活動の目的としています。1) 施設の軽微な補修と2) 農村環境保全活動は必須ですが、3) 多面的機能の増進を図る活動は任意となっています。

3) 多面的機能の増進を図る活動の構成

- 52. 遊休農地の有効活用
- 53. 農地周りの環境改善活動の強化
- 54. 地域住民による直営施工
- 55. 防災・減災力の強化
- 56. 農村環境保全活動の幅広い展開
- 57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- 58. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 60. 広報活動

60. 広報活動を除いた上記項目から1つ以上取り組んだ場合、単価が2,000円/10aから2,400円/10aになります。
(田で、長寿命化に取り組んでいない場合の単価)

現在、地域で行っていることをひと工夫すれば取り組むことが出来る内容が多くあります。本解説本を読んで、ぜひ取り組みを検討してください。

(2)香川県の取組状況について

令和元年度において本県では 335 の活動組織があります。そのうち共同活動を実施している組織は 210 あり、全体の約 63%に当たります。また、増進活動まで行っている組織は 144 あり、全体の約 43%に当たります。

表-1 令和元年度香川県の実施状況

項目	組織数
農地維持活動	335
共同活動	210
うち増進活動	144
長寿命化活動	160

また、各増進活動の実施組織数は以下の表のとおりとなっています。

表-2 令和元年度香川県の各増進活動の実施状況

項目	組織数
5 2. 遊休農地の有効活用	29
5 3. 農地周りの環境改善活動の強化	42
5 4. 地域住民による直営施工	18
5 5. 防災・減災力の強化	41
5 6. 農村環境保全活動の幅広い展開	57
5 7. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	2
5 8. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	8

(複数選択している組織あり)

増進活動は取り組む、取り組まないは任意ですが、一度取り組んだ場合は毎年度実施する必要があります。また、対外的な説明のために、実施した内容の資料や写真は必ず残しておいてください。

次ページより各項目の説明を行います。

5 2. 遊休農地の有効活用

地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等を行い、遊休農地を有効活用することを活動の目的としています。

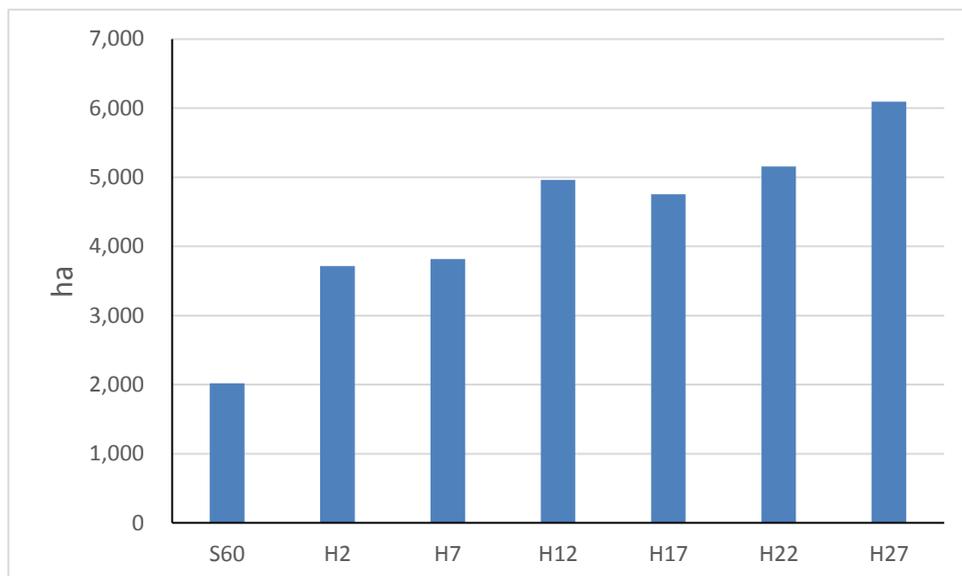
遊休農地は、農業経営基盤強化促進法で定義されており、耕作放棄地とほぼ同じ概念で使われています。耕作放棄地とは、農業センサスにおいて定義されている統計上の用語です。

遊休農地：農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの

耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年間の間に耕作するはっきりした考えのない土地

農地維持編 P9 より

本県ではここ30年で耕作放棄地の面積が3倍になっています。耕作放棄地が増えると、食料を供給するという基本的な役割が失われることはもちろん、農村環境や国土保全等の多面的機能の喪失につながります。耕作放棄地を防ぐ・解消することは地域にとって非常に重要になることから、次のページを参考に地域で検討してください。



図一1 香川県 of 耕作放棄地面積の推移
(農業センサスを参考に作成)

5 2. 遊休農地の有効活用 活動例

- 例1)** 遊休農地の保全・解消のために、景観植物を栽培し、地域の児童と栽培体験を実施した。
- 例2)** 遊休農地の保全・解消のために、遊休農地を整備し、非農業者(企業・学校等)の農業体験場とした。
- 例3)** 遊休農地の保全・解消のために、遊休農地を整備し、新規農業者に農地を提供した。
- 例4)** 遊休農地を整備し、特産品を栽培し販売した。
- 例5)** 企業と連携し、遊休農地に特産品を栽培した。
- 例6)** 農地中間管理機構と協力し、地域の遊休農地を解消し、農地売買(貸し出し)を進めた。



農村環境保全活動の4 5. 植栽等の景観形成活動と重複しないように気をつけてください。

耕作放棄地の解消に、地域住民の発意により活動することは困難かもしれませんが、しかし、地域活動においては「この地域をどうしていくのか」と地域住民が中心となって地域づくりの視点を織り込むことが重要です。耕作放棄地の解消という困難な課題に対しては地域が中心としつつも、市町・JA・農地中間管理機構・企業などと協力・連携して活動を行うことをお勧めします。

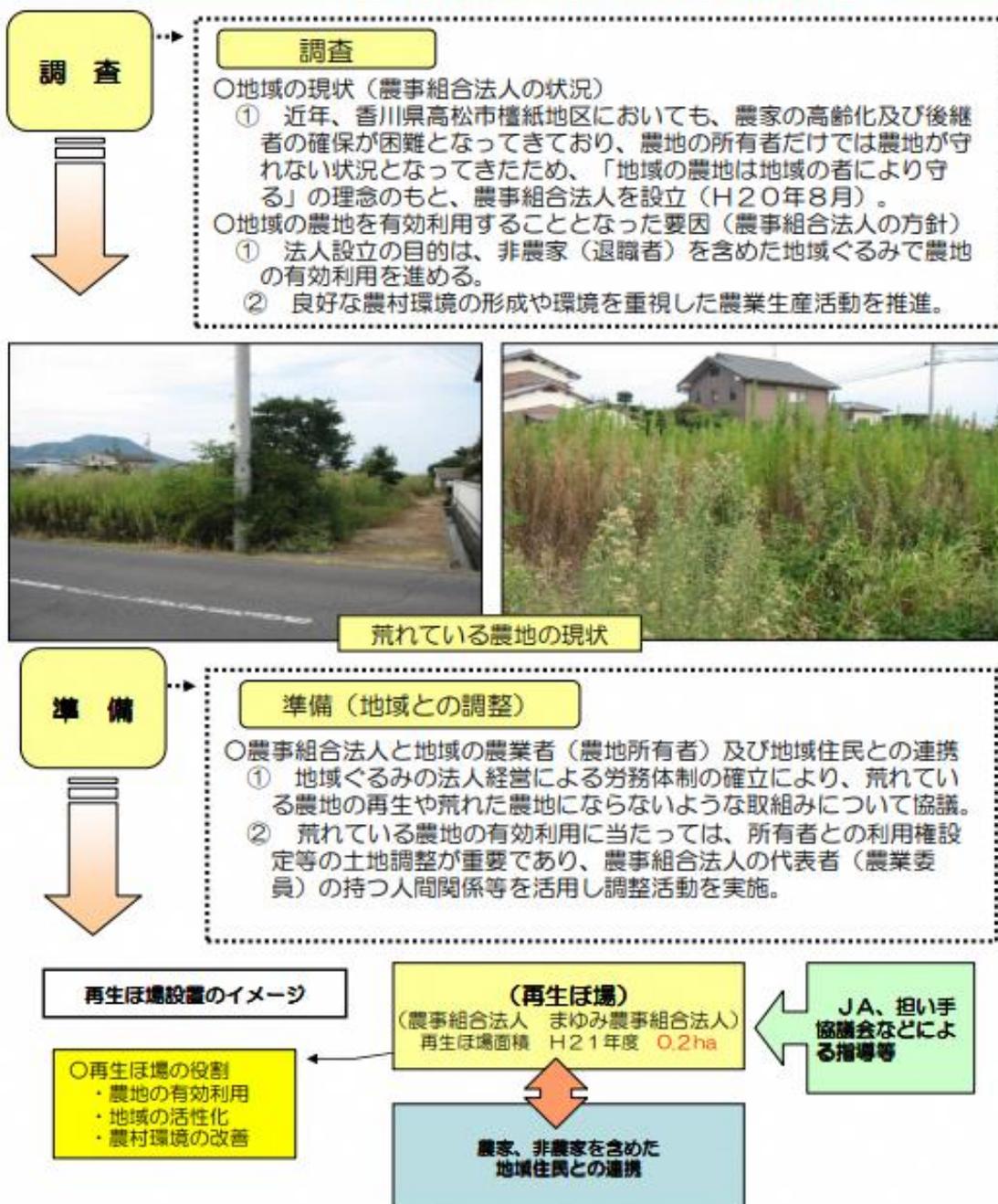
次ページから耕作放棄地を解消した事例を紹介します。活動の参考にしてください。

荒れている農地の有効利用に向けた取組事例

●農事組合法人が、経営規模の拡大のため小麦等の作付けで蘇らせ、営農活動を促進!

(香川県 ^{たかまつ}高松市 ^{だんし}檀紙地区

農事組合法人「まゆみ農事組合法人」)





利用（営農）状況・計画



香川県農業再生協議会－耕作放棄地部会より抜粋



今回の紹介地区 No.134 多度津町地域農業再生協議会

耕作放棄地再生利用緊急対策の活用事例

解消取組の概要

耕作放棄地解消確認面積(農用地区域内): 1ha(平成22年度時点)

うち耕作放棄地再生利用緊急対策による解消面積: 0.4ha(平成22年度時点)

実施期間: 平成22年2月17日～平成22年3月26日

取組のきっかけ: 高齢化や後継者不足、ブドウ価格の低迷等により条件の悪い圃地から徐々に耕作放棄地が増加し、平成21年11月の地域協議会の臨時総会で耕作放棄地対策への本格着手を決定。

調整経緯: 県から地域協議会にブドウよりも手間のかからない新規作物としてオリーブ栽培を提案。

取組主体: 多度津町地域農業再生協議会

作業内容: ぶどう棚の撤去、重機による伐採・抜根、整地、土壤改良等

地域協議会等の取組の特徴

導入作物の選定にあたり、地域協議会が農業者の代表者から意見を聞き取った結果、県が提案したオリーブ栽培に非常に関心が高かった。このため、勉強会の開催や県農業試験場等への視察研修を行い、農業者に対しオリーブの利用方法や果実特性、栽培方法に関する知識や理解を深めた結果、関心の高い27名が参加し、香川県農協の部会として「多度津オリーブ部会」を設立するに至った。地域協議会が主体となり、平成21年度に耕作放棄地再生利用緊急対策の実証ほ場でオリーブを栽培。管理は多度津オリーブ部会に委託し、普及センターが栽培の技術面の支援を行い、農業者の理解の促進を図っている。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

今後の予定

実証ほ場を設置したことにより、オリーブ栽培への関心と耕作放棄地の再生利用に対する機運が高まり、平成23年度に2.7haの耕作放棄地を再生し、オリーブを作付けする予定。併せて、関係機関と連携し、販路の検討を行っていく。

香川県農業再生協議会－耕作放棄地部会より抜粋

2-1

都市化が進む地域における遊休農地解消の取組

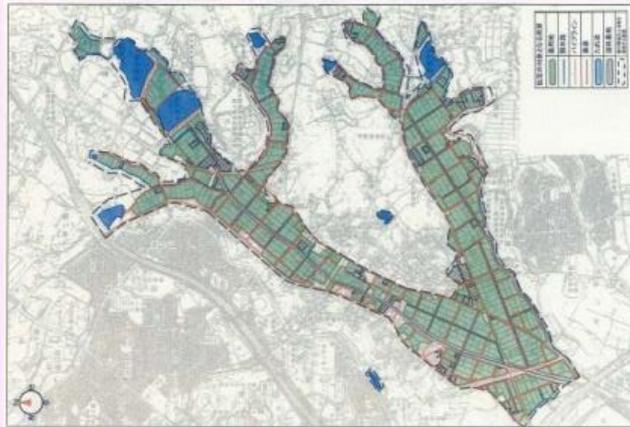
おおくさ水土里の会（愛知県小牧市）

- 農地・水・環境保全向上対策により再生した遊休農地については、教育・交流の場として活用するとともに、地主と協力して、当該農地にて営農を希望する者を募集。これらの活動が、遊休農地の解消に大きく役立っている。
- これまで遊休農地の解消は、個々の農家と行政が行うものと考えていたが、本対策により地域がその一翼を担うことで、自分たちの地域を自分たちで守るという機運が醸成された。

【地区概要】

- ・取組面積 94ha
（田 85ha、畑 9ha）
- ・資源量
開水路 4.2km、パイプライン 17.3km、
農道 21km、ため池 9箇所
- ・主な構成員
農業者、非農業者、自治会、子供会、婦人会
- ・交付金 約4百万円(H26)
農地維持支払
資源向上支払（共同）

主な取組



地域の大学との連携(餅つき等)



遊休農地を再生し、教育・交流の場として活用

水質保全の取組

・本対策により地区内の遊休農地4.5haのうち2.6haを再生できたが、地区外の地主の同意が得られず、取組が進められないケースがある。

3) 多面的機能の増進を図る活動

5.2. 遊休農地の有効活用

2-2

地域活性化に向けて遊休農地を梅園に再生

おおほら
大原里づくりトラリアングル（京都府京都市）

- 三千院や寂光院などの歴史・文化資源や豊かな自然環境と調和した田園風景を後世に残していくため、土地改良区、農業団体及びNPOのトラリアングル体制を核として、地域が一体となって、希少種オオムラサキの保護活動、生き物調査等の様々な活動に取り組んでいる。
- また、近年、農業者の高齢化や生産基盤整備の遅れなどによる影響により、農地が荒廃し、遊休農地が増加しつつあり、それによって長年守り続けられてきた農村景観が悪化してきている。
- そこで、農家を主体とする地元住民が危機感を強め、農村環境の保全のため、長年放置されてきた遊休農地を再生し、観光梅園づくりに取り組んでいる。

【地区概要】

- ・取組面積 46.5ha
(田 46.1ha、畑 0.4ha)
- ・資源量
開水路 12.7km、農道 1.8km
- ・主な構成員
営農組織、土地改良区、JA、NPO法人
- ・交付金 約2百万円(H26)
農地維持支払
資源向上支払(共同)

地域一体となって
環境保全

土地改良区、農業団体、NPOのトラリアングル体制を核として様々な活動に取り組む。



専門家の指導のもと高野川で調査に取り組み、約36種の水生生物を確認



希少種オオムラサキの保護活動

遊休農地を再生



長年放置されてきた遊休農地



地域ぐるみで遊休農地を再生。小型の重機も使用。10日間で延べ81名が参加

遊休農地を観光梅園に



共同活動で梅を植栽。活動には4日間で延べ33名が参加



約30アールに梅を120本植栽

3) 多面的機能の増進を図る活動

5.2. 遊休農地の有効活用

3) 多面的機能の増進を図る活動

5 2. 遊休農地の有効活用

老人クラブ・子供会等の参加を得た草花の植栽により、農村環境が向上。



仁池法勲寺地域保全活動組織（丸亀市）

地元の保育所と連携して、コスモスの植栽をおこなった。
今後も、景観形成活動を通して、農用地等を有効活用していきたい。



北岡あすなろクラブ（観音寺市）

5.3. 農地周りの環境改善活動の強化

鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等を行い、農地利用や地域環境の改善することを活動の目的としています。

鳥獣防護柵については農地維持編でも説明しましたが、ただ防護柵を設置しただけではこの要件に該当しません。防護柵と合わせて、罾等を設置し総合的に農地周りの環境改善活動の強化を実施する必要があります。

- ・簡易な補修(断線箇所の復旧、柵の補修など)
→農用地 **6.** 鳥獣害防護柵等の保守管理
- ・本格的な補修(ソーラーの交換など)
→共同活動 **30.** 農用地の軽微な補修等
- ・鳥獣害防護柵の設置
→共同活動 **30.** 農用地の軽微な補修等
- ・電気柵も含めた鳥獣被害防止のための対策施設の設置
→共同増進活動 **53.** 農地周りの環境改善活動の強化
(ただ防護柵を設置しただけではこの要件に該当しない(その場合は**30**)。防護柵と合わせて、罾等を設置し総合的に農地周りの環境改善活動の強化を実施する必要がある)



長寿命化に鳥獣害防護柵の要件がないことに注意

農地維持編 P13 より

また、防護柵だけでなく、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等も対象活動になります。次ページより活動例を紹介します。

5.3. 農地周りの環境改善活動の強化 活動例

- 例1)** 害獣から農作物、地域の生活環境を守るため、農地周りのヤブの伐採、害獣の忌避剤の設置、害獣の繁殖場となる空き家の見回り、害獣の捕獲などを実施した。
- 例2)** 農地への竹害を防止するため、地域外のボランティアを含め侵入竹林の伐採、竹の子狩りのイベントを実施した。
- 例3)** 害獣から農作物、地域の生活環境を守るため、農地周りに電気柵を設置し、併せて捕獲罠を設置した。
- 例4)** ヌートリアの被害を防ぐために、田畑周囲の草を刈りはらい、見通しを良くするとともに、巣穴周りの草も刈りはらった。また、電気柵も設置した。
- 例5)** 鳥獣対策の講師を地域に招き、指導を受けるとともに、実際に柵や罠を設置した。

野生鳥獣による農作物被害は、平成 30 年度が約 158 億円と 6 年連続で減少していますが、被害金額は依然として高い水準にあり、営農意欲の減退ともなっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。しかし一方で、ジビエ料理に脚光を浴びるなど鳥獣の利活用も広まっています。

農水省では HP で鳥獣被害対策コーナーを開設しています。地域で鳥獣被害に困っている場合は、参考にしてみてください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

◆【農地周りの藪等の伐採】



原地区活動組織（東かがわ市）

◆ 資源向上(共同)【多面的機能の増進を図る活動】

農地周りの環境改善活動の強化



音田、資源と環境を守る会（三豊市）

5 4. 地域住民による直営施工

農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工により地域の技術力向上を活動の目的としています。

この項目は農業者・地域住民が施設の軽微な補修や環境保全施設の設置等の資源向上活動（共同）に係る直営施工を行うものです。**長寿命化に係る直営施工を、本項目の成果とすることはできないためご注意ください。**

また、農業者だけでなく、**非農業者**も一緒になって活動することが重要になります。例えば、水路目地の補修などを農業者のみで実施した場合は本項目に該当しません。必ず、非農業者も一緒になって活動してください。なお、環境保全施設はビオトープや魚道などの環境を保全する施設のことであり、看板などは該当しないのでご注意ください。

5 4. 地域住民による直営施工 活動例

- 例1)** 地域の土木作業経験者を中心とする作業班を編成し、農業用施設の補修を実施した。
- 例2)** 各集落の共同活動を支援する「水土里サポート隊」を結成。各集落及び土地改良区からメンバーを選出し、農業用施設の補修技術を専門業者等から習得し、共同活動の場で地域住民に普及。
- 例3)** 希少動植物保護の施設を地域住民と一緒に設置した。
- 例4)** 地域住民と一緒に目地補修の講習会に参加し、現地で実際に補修を実施した。

◆ 資源向上活動(共同)【地域住民による農道舗装】



山大寺池の資源・環境を守る会 (三木町)

◆ 資源向上(共同)【水路の目地詰め】



本村地区環境保全会 (観音寺市)

5.5. 防災・減災力の強化

水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力を強化することを活動の目的としています。

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にあります。今後 30 年間に最大震度 7 クラスの地震が約 70%の確率で発生するとされている南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの発生が懸念されています。

東日本大震災では、ため池決壊により尊い人命が失われるとともに、住宅や農地などでも被害が発生しており、大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備の実施が急務となっています。

ため池の多くは、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されていますが、農家戸数の減少や土地利用の変化から管理及び監視体制の弱体化が懸念されています。

□ため池の決壊例



平成23年3月の東日本大震災により決壊（福島県）



平成29年7月の豪雨により決壊（福岡県）

農林水産省 HP—ため池—より抜粋

農水省の HP にはため池について詳細に記載されています。ため池管理マニュアル等もデータ配布していますので、ぜひ閲覧して下さい。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/

また、平成30年の7月豪雨を受けてため池の保全の機運が高まっています。平成31年4月26日には『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』が、さらに『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』が令和2年10月1日施行されました。本県では令和2年10月1日に『香川ため池保全管理サポートセンター』が開設されています。地域で話し合って防災・減災に積極的に取り組んでください。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発。
 - 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、
 - ・ 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑
 - ・ 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれ
- ⇒ 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。



法律の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県によるデータベースの整備、公表（第4条第3項）
- 所有者等による適正管理の努力義務（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

特定農業用ため池

- (1) 特定農業用ため池の指定
 - 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定（第7条）
 - 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
 - 市町村によるハザードマップ等の作成（第12条）
- (2) 防災工事（第9条～第11条）
 - 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
 - 都道府県による防災工事の施行命令、代執行
- (3) 保全管理体制（第13条～第17条）
 - 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

【防災工事（堤体の補強）】



【保全管理】



防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案 概要

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、**防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。**

定義

(第2条)

防災工事 : 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事
(廃止工事を含む)

劣化状況評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価

地震・豪雨耐性評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等基本指針を策定。**

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、**防災重点農業用ため池を指定**できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等推進計画を策定。**

【内容】 ① 防災工事等の推進に関する基本的方針 ② 劣化状況評価の実施に関する事項
③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 ④ 防災工事の実施に関する事項
⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 等

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、**技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。**

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。
[ため池サポートセンター]

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について**国の必要な財政上の措置**

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる**地方債について特別の配慮**

施行期日、法律の失効、検討

(附則)

施行期日：公布日から6月以内の政令で定める日 法律の失効：令和12年度末
検討：施行後5年を目途とした検討



ため池管理者の方の相談窓口

ため池管理者の保全管理に関する電話相談、現地相談
電話相談は毎週2回（火、木曜日）

※祝日、休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く

9:00～12:00 / 13:00～16:00

TEL 087-899-2910 FAX 087-899-2911

Eメール tameike-spc@midorinet-kagawa.or.jp

- ご相談（お電話）の際には、
 - ①ため池所在地、②ため池の名前 をお知らせください。
- 相談にお越しの際には、あらかじめ電話で予約をお願いします。

香川ため池保全管理サポートセンター

〒760-0017 香川県高松市番町五丁目1番29号

香川用水記念会館3階

香川県土地改良事業団体連合会内

TEL : 087-899-2910

【運営主体】香川県土地改良事業団体連合会

【設置者】香川県ため池保全管理協議会

（香川県、県内17市町、県土連で構成された団体です）



5 5. 防災・減災力の強化 活動例

- 例1)** 下流の被害を軽減するために、台風などの大雨が予想されるときには予めため池の水位を落とす活動を実施
- 例2)** ため池のハザードマップを周辺住民に周知
(大規模なため池については市町が公表しています)
- 例3)** ため池が決壊した場合を想定した避難訓練を実施
- 例4)** 豪雨時の連絡体制を整備し、周辺住民に周知
- 例5)** 田んぼダムを設置し、併せて畦塗りや畦畔のかさ上げを実施
- 例6)** 組織内で「パトロール隊」を組織し、定期的に農地・農業用施設の点検を実施
- 例7)** 地域の消防団と協力して、避難訓練を実施するとともに、地域住民で土嚢を作成した。
- 例8)** 利用状況が低いため池の洪水吐の高さを低くした。また、併せてため池の水位を常に落とした。
- 例9)** 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命した。
(令和2年度より災害時における応急体制の整備も対象となりました。復旧活動に必要な資材を事前に購入・保管等が考えられます。)

次ページから防災・減災を実施した事例を紹介します。活動の参考にしてください。



ため池の適切な管理による防災・減災の取組

都市的地域

元気な美しい里新名爪 (宮崎県宮崎市)

- 本地域は、宮崎県の中心部に位置する稲作主体の水田地帯である。水源のため池は老朽化が進んでおり、適切な管理に支障が生じるとともに、ため池決壊の不安も抱えていた。また、混住化が進み、地域活動に対する住民の意識が希薄化し、ゴミの不法投棄も問題となっていた。
- 本制度により、法面や付帯施設の点検を目的とした年に1回の池干しに合わせ、ウナギのつかみ取り大会を実施するなど、地域住民も参加しやすい仕組みを導入。
- これにより、ため池が地域住民の交流の場になるとともに、ため池の存在認識が高まり、地域住民の防災・減災の意識向上。共同活動に対して地域住民の協力が得られるようになり、地域コミュニティの再構築に繋がっている。

【地区概要】

- ・取組面積 71ha (田40ha、畑30ha、草地1ha)
 - ・資源量 開水路14.1 km、パイプライン12.6km 農道4.8 km、ため池4箇所
 - ・主な構成員 農業者、自治会、消防団、子供会等
 - ・交付金 約4百万円(H29)
- 〔農地維持支払 資源向上支払(共同、長寿命化)〕

活動開始前の状況や課題

- 本地域は、宮崎県の中心部に位置する都市的地域で、稲作主体の水田地帯である。
- 本地域の水源であるため池は、築造年代が古く、老朽化が進んでおり、適切な管理に支障が生じるとともに、ため池決壊の不安も抱えていた。
- 市街地に近く、混住化が進んだことにより、共同活動に対する住民の意識が希薄化し、農業用施設へのゴミの不法投棄も問題となっていた。



地域の貴重な水源であるため池

取組内容

- 宮崎市の農業用ため池危機管理マニュアルに沿った連絡体制を整え、大雨前後のため池の巡回、水位の調整を実施。
- 消防団と連携して、年に1回のため池の池干しを行い、法面や付帯施設の点検を実施。
- 池干しに合わせて、ウナギを放流して、つかみ取り大会を実施することで、地域住民の交流の場を創出。



消防団と連携した点検



ウナギのつかみ取り大会

- 地域住民の参加による農業用施設における定期的な清掃活動や景観形成のための植栽等を実施。

取組の効果

- 共同活動により、ため池の機能が維持され、災害の発生を未然防止。
- ウナギのつかみ取り大会をきっかけとして、以前は農業者が中心だった池干しに地域住民も多数参加。効率的な排泥が促進される等、農業者の負担が軽減されるとともに、ため池の存在認識の高まりにより、地域住民の防災・減災の意識が向上。
(取組開始前)50名程度→(取組開始後)130名程度
- 定期的な清掃活動や植栽により良好な景観が形成され、地域住民に憩いや安らぎの場が提供されるとともに、農村環境の保全への関心が向上。



コスモスの植まきの様子

- こうした活動を通じて、共同活動に対して地域住民の協力が得られるようになり、地域コミュニティの再構築に繋がっている。

頻発する台風や豪雨に対応した取組



いぜんそん
伊是名村農地・水・環境保全管理協定運営委員会 (沖縄県伊是名村)

- 本地区は、平成20年度に完了した国営かんがい排水事業の受益地であり、国営事業及び県営事業等により造成された農業水利施設の維持管理を担う既存の土地改良区が活動組織に参画。
- 活動組織内の役割分担により、土地改良区の業務経験や技術力を活かし、活動実施に必要な事務作業、長寿命化対策への技術指導等のほか、異常気象の際の点検等の対応を、土地改良区が中心に行っている。
- 土地改良区が行う国営造成施設等の点検作業と併せて、協定に位置付けられた施設の点検を行うことにより、効率的で迅速な災害対応が可能となった。

【地区概要】

- ・取組面積 499ha (田53ha、畑442ha、草地4ha)
- ・資源量 開水路 9.4km、農道 94km、ため池 14箇所
- ・主な構成員 農業者、子供会、青年会、老人会、土地改良区
- ・交付金 約13百万円(H29) 農地維持支払 資源向上支払 (共同、長寿命化)

取組み内容

豪雨時、水路が氾濫し、農道や農地で冠水が発生！

- ・ 応急措置として、村の消防団へ連絡し、交通規制を依頼。
- ・ 同様の被害が発生しそうな施設の有無(異常気象等)による土砂等の流入状況等を点検確認。
- ・ 早急に対応が必要な施設は、状況に応じ作業委託により対応。



湛水確認後、応急措置として土砂除去を実施



湛水未然防止のため土砂さらい

取組のメリット

頻繁に襲来する台風や豪雨の際、土地改良区が施設の見回りや応急措置等を実施

- ・ 個人の構成員の負担と危険な作業が軽減された。
- ・ 迅速な対応が可能となった。

氾濫防止のために行うため池の水位調整や清掃作業の優先順位決定の際に土地改良区の知見を活用

- ・ 災害対応の充実に繋がった。
- ・ 湛水被害が減少した。



豪雨前にため池の水を抜き、水位調整のためゲート操作を実施

◆ 資源向上(共同)[多面的機能の増進を図る活動]
防災・減災力の強化



台風の接近などにより大雨が予想されるときに警報などの発令を
またずにため池の落水を実施して水位を下げ、洪水調節機能を
高めるよう取り組んでいます。

久米池水域保全組合（高松市）

◆ 資源向上支払(共同活動)・・・防災減災力の強化

※多面的機能の増進を図る活動

地域住民が一体となり土嚢を作成している。
災害が起こった際、河川・水路からの水の流入を防ぎ、地域の
浸水被害を軽減したい。



吉岡町環境保全会(観音寺市)

56. 農村環境保全活動の幅広い展開

農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行う項目です。本県では一番多く取り組まれています。考え方が複雑なので選択する際は注意してください。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開は農村環境保全活動のテーマを追加選択し活動に取り組むものです。

農村環境保全活動の項目

テーマ	(1) 計画策定	(2) 実践活動
ア 生態系保全	34. 生物多様性保全計画の策定	39. 生物の生息状況の把握 40. 外来種の駆除 41. その他（生態系保全）
イ 水質保全	35. 水質保全計画、農地保全計画の策定	42. 水質モニタリングの実施・記録管理 43. 畑からの土砂流出対策 44. その他（水質保全）
ウ 景観形成・生活環境保全	36. 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	45. 植栽等の景観形成活動 46. 施設等の定期的な巡回点検・清掃 47. その他（景観形成・生活環境保全）
エ 水田貯留機能増進・地下水かん養	37. 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	48. 水田の貯留機能向上活動 49. 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全
オ 資源循環	38. 資源循環計画の策定	50. 地域資源の活用・資源循環活動

例えば、ア 生態系保全、34. 生物多様性保全計画の策定、40. 外来種の駆除を選択している組織が、増進活動56. 農村環境保全活動の幅広い展開を選択する場合

イ 水質保全 ウ 景観形成・生活環境保全

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養 オ 資源循環

ア以外の上記イ～オのテーマから一つ選択し、計画策定及び実践活動を実施することになります。

3) 多面的機能の増進を図る活動

56. 農村環境保全活動の幅広い展開

以下の例で考えてみましょう。

A組織は農村環境保全活動として、ア 生態系保全、34. 生物多様性保全計画の策定、40. 外来種の駆除を選択し、毎年度農閑期にホテイアオイを除去する活動を行ってきた。56. 農村環境保全活動の幅広い展開を選択し、増進活動を取り組みたいため、検討したところ、ウ 景観形成・生活環境保全計画、36. 景観形成計画、生活環境保全計画の策定、45. 植栽等の景観形成活動で、毎年5月にレンゲを地域住民と一緒に植栽する。

活動組織の記載方法

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多面的機能の増進を図る活動	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○													
この線より上に行を挿入してください。																
	60 広報活動		○													

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 景観形成・生活環境保全 高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

追加した農村環境保全活動のテーマを記載

3) 多面的機能の増進を図る活動

5.6. 農村環境保全活動の幅広い展開

追加した農村環境保全活動を活動計画書に記載することを忘れないでください。

農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○																
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○																
活動項目	取組	毎年度の実施時期																	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
農村環境保全活動	実践活動	40 外来種の駆除（生態系保全）								○									
		45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）		○															
		この線より上に行を挿入してください。																	
啓発・普及	51 啓発・普及活動						○												



環境保全のテーマを2つ選択

56. 農村環境保全活動の幅広い展開は農村環境保全活動のテーマを追加選択し活動です。このテーマとはア 生態系保全～オ 資源循環の中から2つ選択することであり、同じテーマの実践活動を2つ選択することではありません。例えば、ア 生態系保全、34. 生物多様性保全計画の策定、40. 外来種の駆除を選択している組織が同じア 生態系保全の実践活動の39. 生物の生息状況の把握を追加しても本活動に該当しません。



既に2つ以上実施している組織は選択しない

既に2つ以上の農村環境保全活動を実施している活動組織が56. 農村環境保全活動の幅広い展開を利用するためには、現在の活動数をさらに増やす必要があります(2⇒3、3⇒4 というように)。もともと2つあるからといって、56. は選択できません。農村環境保全活動はハードルが高い活動なので、既に2つ以上の農村環境保全活動を実施している活動組織は56. を選択しない方が無難です。



計画策定を忘れずに

56. 農村環境保全活動の幅広い展開を選択し、農村環境保全活動を追加する場合にも、追加したテーマの計画策定を忘れないでください。計画策定は毎年度実施する必要があります。計画策定については別冊2) 農村環境保全活動のP4を参照してください。

補足「高度な保全活動の実施」について

5 6. 農村環境保全活動の幅広い展開には「高度な保全活動の実施」の選択肢もあります。多面的機能支払交付金の前制度 農地・水保全管理支払交付金で「高度な保全活動の実施」を選択すると単価が上がるというものでありました。多面的機能支払交付金に制度移行した際に、単価の上昇分をそのまま引き継ぐために、増進活動の5 6. 農村環境保全活動の幅広い展開中に「高度な保全活動の実施」があります。

上記より、新制度に移行して5年以上経過した現在、推奨できる活動ではありません。

高度な保全活動の内容は農村環境保全活動やその他の増進活動の内容の中にあるため高度な保全活動の中身を実施したい場合、その他の項目を選択すれば問題ありません。参考までに、高度な保全活動の内容を列記します。どうしても取り組みたい場合は、お近くの市町までお尋ね下さい。

高度な保全活動の内容

(1) 農業用水の保全

- ア 循環かんがいによる水質保全
- イ 浄化水路による水質保全
- ウ 地下水かん養
- エ 持続的な水管理

(2) 農地の保全

- ア 土壌流出防止

(3) 地域環境の保全

- ア 生物多様性の回復
- イ 水環境の回復
- ウ 持続的な畦畔管理

(4) 専門家の指導

3) 多面的機能の増進を図る活動

56. 農村環境保全活動の幅広い展開

活動計画書の例

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多 面 的 図 る 機 能 の 増 進 を	56 農村環境保全活動の幅広い展開		○							○						
この線より上に行を挿入してください。																
	60 広報活動		○													

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 景観形成・生活環境保全 高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

「高度な保全活動実施」選択の場合は「○」、内容記載をしてください

56. 農村環境保全活動の幅広い展開の活動例は農村環境保全活動に該当するため省略します。詳しくは別冊 2) 農村環境保全活動をご覧ください。

3) 多面的機能の増進を図る活動

57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。または、地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図ることを活動の目的としています。

令和元年度までは「医療・福祉との連携」でしたが、令和2年度より「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」と名称が変更になり、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動も対象となります。

これまでの「医療・福祉との連携」に係る取組は、環境保全活動や農業体験等を通じた、地域と医療・福祉施設との交流活動でしたが、令和2年度の拡充により、これまでの活動のほか、小学校等の教育機関と連携して行う生き物調査や農業体験を通じた学習や、観光協会等と連携し、専門家の助言を踏まえて行う地域固有種等を見学するための散策路の整備等（散策路周辺の草刈りなど）も対象となりました。



他の共同活動との重複に注意

従来から小学校や幼稚園などの教育機関と連携して事業を実施している活動組織も多くいると思います。しかし、従来の連携している事業を、45. 植栽等の景観形成活動や51. 啓発・普及活動などに位置付けている場合、57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用に取り組んだことになりません。もし、増進の加算を受けたい場合は、新たな取組を行う必要があります。

57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 活動例

- 例1)** 農業への関心を高める取り組みとして、障がい者特別支援高等学校と連携し、生徒の職業訓練として地域の農業者が使用する苗作り作業や、ジャガイモの袋詰め・ラベル貼り作業等を実施した。
- 例2)** 集落内の特別養護老人ホームに、水路の泥上げ等の活動への参画を得る一方、転作によるひまわりの圃場への入居者の散策のサポート等の交流を実施した。
- 例3)** 近隣の小学校と連携して、児童へ農業体験学習を実施した。
- 例4)** 近隣の小学校と連携して、通学路沿いの農地のり面に花を植栽した。
- 例5)** 社会福祉協議会と連携して、農福連携事業を実施した。

農福連携とは？

近年、農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっています。政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。

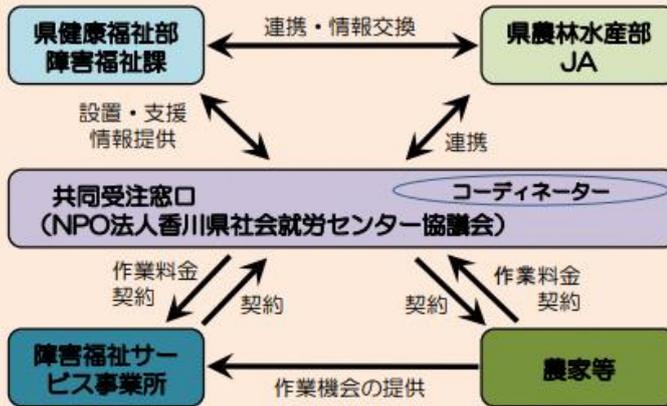
農福連携の取組は、農業経営体における労働力の確保や売上増加に加え、障害福祉サービス事業所における賃金・工賃の向上や障害者の心身状況の改善など、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが明らかになっており、今後も、より一層の推進が求められています。

農水省に農福連携について詳しく解説しているHPが開設されています。本県では57. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用に取り組んでいる組織は少ないですが、以下のURLを参考にぜひ検討してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

■香川県の事例

- 県障害福祉課が、障害福祉サービス事業所の工賃向上のために、県農林水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 共同受注窓口であるNPO法人香川県社会就労センター協議会の専任コーディネーターが、農家と障害福祉サービス事業所等をマッチング。



にんにくやタマネギの収穫

事例
紹介

特例子会社による地域農業支援
(株) ひなり浜松オフィス (静岡県浜松市)



トマトの収穫



アスパラ圃場整備



チンゲンサイの収穫

- 特例子会社が自ら農業を行うのではなく、農作業を複数の農家から請け負うことで、通年で障害者の働く場所を確保し、地域の活性化に貢献する「ひなりモデル」を確立。
- 障害者3~4人に管理者1人の体制を基本に、農家7戸から農作業（定植、収穫、出荷調整等）を請け負い、28人の障害者を雇用（総従業員38人）。
- 農業技術については、管理者が障害者を指導しながら一緒に作業を行う中で、連携をしている農家から習得。
- ひなりに作業を請け負ってもらう農家からは、「ひなりの存在により労働力が確保され、経営規模の拡大につながった」と評価され、地域の農家の経営改善・拡大に貢献。

『福祉分野に農作業を ver.8』より抜粋

3) 多面的機能の増進を図る活動

58. 農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化

58. 農村文化の伝承を通じた 農村コミュニティの強化

農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資することを活動の目的としています。

香川県ではかつて 1,200 組ほどの獅子舞があったとされていますが、現在は 800 組までにその数を減らしています。また獅子舞以外にも、香川県では西讃地方のちょうさ、農村歌舞伎、虫送り等、農業に由来する行事がたくさんあります。しかしながら、後継者・担い手不足、資金繰り(法被、油単、花代等)等により運営に苦慮している地域がほとんどではないでしょうか？

本県では58. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化を選択している活動組織は少ないですが、うまく活用すればこれらの行事に交付金を使用することができる増進メニューです。

地域で話し合っってぜひ農村コミュの活用をご検討ください。



3) 多面的機能の増進を図る活動

58. 農村文化の伝承を通じた
農村コミュニティの強化



香川県の伝統的農村行事写真

香川県農村整備課 『かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト』より

58. 農村文化の伝承を通じた
農村コミュニティの強化 活動例

例1) A 地域では毎年、秋の収穫後、秋祭り(獅子舞、ちょうさ等)を実施している。この行事は秋の収穫を祝うことを目的に 300 年以上の歴史がある由緒正しい祭りである。

使用例

- ・ 構成員への日当
- ・ 案内文のチラシ費用
- ・ 参加者の保険
- ・ お茶代
- ・ 会場使用料

補足

秋祭りの参加者が多面の構成員であることが必要。例えば、A 氏という構成員が秋祭りの準備～後片付けまでに合計 20 時間活動したとすると、単価×20 時間を A 氏に支払うことができる。もし、構成員がいなくても、祭りの組織(実行委員会など)が多面の 1 団体として位置づけられていたならば、団体が活動した時間×単価(例えば最低時給)を団体に支払うことが可能。

例2) 地域のある営農組合(組織の構成員含)は B 小学校の児童たちに対し、毎年伝統的な農作業(刈り取り、ハゼかけ等)を教えている。営農組合設立当初から行っている行事であり、児童はもとより教師にも好評を頂いている。

使用例

- ・ 構成員への日当
- ・ 案内文のチラシ費用
- ・ 参加者の保険
- ・ お茶代
- ・ 児童への粗品

補足

児童への粗品については、社会通念上相当であるものにして下さい。文房具やジュース、お菓子などは構いませんが、金券などは避けてください。

例3) A 地域では豊作を祈願し、毎年御田植祭を行っている。赤いたすき姿の早乙女と、子供たちが古式ゆかしくお田植え風景を展開している。

使用例

- ・ 構成員への日当
- ・ 案内文のチラシ費用
- ・ 参加者の保険
- ・ お茶代
- ・ 謝金

! 農村コミュの注意点

農村コミュニティの強化に資する活動に使用できる農村コミュですが、交付金の対象とならないものがありますので注意して下さい。

(1) 飲食代

飲食費用については、原則禁止です。酒・つまみ、参加者の食事代（慰労会費用含む）も対象となりません。

(2) 行事に使用する物品

法被、油単など高額な物品に対しては支出できません。軽微なものについては社会通念上相当なものに限ります(目安として数千円程度)。

(3) 政教分離の原則

多面活動は税金のため、政教分離の原則が適応されます。そのため、寺社仏閣の修繕、玉ぐし料、お神酒、花代など宗教色が強いものには支出できません。

◆ 資源向上(共同)[多面的機能の増進を図る活動]
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



肥土山を守る会（土庄町）

3) 多面的機能の増進を図る活動

58. 農村文化の伝承を通じた
農村コミュニティの強化



香川県農村整備課 HP－農村歌舞伎 土庄町肥土山－より抜粋

60. 広報活動

60. 広報活動は増進活動52. ～58. を実施した組織が行う活動です。多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこととなっています。

中山間地域は任意、それ以外の地域は**必須活動**になっています。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数	<input type="text"/>	集落	<input type="checkbox"/>
農業地域類型	<input type="checkbox"/>	都市的地域	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	平地農業地域	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	中間農業地域	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	山間農業地域	<input type="checkbox"/>
地域振興立法の適用	<input type="checkbox"/>	特定農山村	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	振興山村	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	過疎	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	半島	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	離島	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	沖縄	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	奄美群島	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	小笠原諸島	<input type="checkbox"/>
指定棚田地域の該当状況	<input type="checkbox"/>		
交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積			
農地維持支払	<input type="text"/>	a	
資源向上支払 (共同)	<input type="text"/>	a	
資源向上支払 (長寿命化)	<input type="text"/>	a	

上記活動計画書の赤枠のところに「○」が入った場合、中山間地域となります。自分の活動組織が該当するかどうか分からない場合は、お近くの市町にお尋ねください。

本県では、**多面的機能発揮促進協議会ホームページに活動組織の内容を掲載することにより、本活動としています。**掲載されていない場合は、多面的機能発揮促進協議会へご連絡ください。なお、このホームページを充実させるため、写真の提供も随時受け付けています。

組織独自の工夫で活動を実施することも可能です。

60. 広報活動 事例

多面的機能発揮促進協議会ホームページ
本県における活動組織の活動内容や組織に対して有益な情報を掲載している
<http://kagawa-tamen.com/>

鴨部東活動組織（さぬき市）のホームページ
<http://farmer803.blog.fc2.com/>

丸岡生き活きクラブ（三木町）のホームページ
<https://blog.goo.ne.jp/maruokaikiiki>

山本町環境保全会（三豊市）のホームページ
<https://koutiagry.ashita-sanuki.jp/>

51. 啓発・普及と、増進活動 **60. 広報活動の違い**



多面的機能の増進を図る活動の活動要件である「広報活動」は、多面的機能の増進を図る活動等と合わせて広報活動を行うことで多様な主体の参画促進を図ることを目的としています。一方、農村環境保全活動の「啓発・普及活動」は、地域住民の理解を深めることを目的とするものです。似たような内容ですが活動内容は分ける必要があります。

終わりに

いかがだったでしょうか。意外と自分たちの地域で出来る活動もあったと思います。増進活動に取り組んでいない組織はもちろん、取り組んでいる組織も本解説書を読んで、活動を見直してみたいかと思いますが。

最後に、加算措置を紹介します。これは増進活動を増やした場合、加算措置がもらえる制度です。地域の共同活動ももっと行おうとする組織はぜひ検討してください。

加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

多面的機能の増進を図る活動の取組

- ・遊休農地の有効活用
- ・農地周りの環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- ・防災・減災力の強化
- ・農村環境保全活動の幅広い展開
- ・医療・福祉との連携
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ・都道府県、市町村が特に認める活動

加算対象となる例

直近の活動計画 取組数 0	⇒	新たな活動計画 取組数 2 以上
直近の活動計画 取組数 1	⇒	新たな活動計画 取組数 2 以上
直近の活動計画 取組数 2	⇒	新たな活動計画 取組数 3 以上 等

加算対象とならない例

直近の活動計画 取組数 0	⇒	新たな活動計画 取組数 1
直近の活動計画 取組数 2	⇒	新たな活動計画 取組数 2 以下 等